

各務原市子ども食堂・子ども宅食支援事業補助金交付要綱

(平成31年3月29日決裁)

(趣旨)

第1条 市は、生活に困窮する世帯、ひとり親家庭その他支援を必要とする世帯の子どもが健やかに育成される環境及び高齢者、障がい者等を含む地域住民の交流拠点の整備を促進するため、各務原市内で子ども食堂又は子ども宅食を開始し、及び運営する団体に対し、予算の範囲内において各務原市子ども食堂・子ども宅食支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、各務原市補助金交付規則（昭和38年規則第34号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 子ども食堂 子どもに無料又は低額で食事を提供すること等を通じて子どもの居場所を確保できる施設をいう。
- (2) 子ども宅食 社会的に孤立しがちな子育て世帯等に対し、定期的に食品等を届けることで、支援につながりにくい子育て世帯等の見守りを行う事業をいう。
- (3) 子ども おおむね18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。

(補助対象者)

第3条 補助の対象となる者は、次に掲げる要件を全て満たす団体とする。

- (1) 定款、会則その他の規程を備えていること。
- (2) 各務原市内において子ども食堂又は子ども宅食（以下「子ども食堂等」という。）を運営し、又は補助金の交付の申請をする年度内に各務原市内において子ども食堂等を開始する予定があること。
- (3) 団体の構成員は、主に子ども食堂等を開始し、及び運営する地域の住民であること。
- (4) 次条に規定する補助事業と当該事業以外の経費とを区別し、その収支を明らかにできること。
- (5) 団体及び団体の代表者が市税を滞納していないこと。
- (6) 公序良俗に反する活動を行わないこと。

(7) 子ども食堂等を実施する際に、特定の政党若しくは政治団体又は宗教に係る活動を行わないこと。

(8) 各務原市暴力団排除条例（平成24年条例第2号）第2条第1号の暴力団又は団体の構成員が同条第2号の暴力団員でないこと。

（補助事業）

第4条 補助事業は、各務原市内で子ども食堂等を開始し、及び運営する事業であつて、子ども食堂にあつては次項、子ども宅食にあつては第3項に規定する要件を満たすものとする。

2 子ども食堂の補助事業に係る要件は、次に掲げる事項を全て満たすこととする。

(1) 子ども食堂の主な利用者は、生活に困窮する世帯、ひとり親家庭その他支援を必要とする世帯の子ども及びその保護者であること。

(2) 前号に規定する世帯以外の世帯の子ども、地域の高齢者、障がい者等が同号に規定する利用者とともに子ども食堂を利用することができること。

(3) 緊急時等における利用者の連絡先を本人の同意を得た上で確認すること。

(4) 利用者が20人未満の場合は、その過半数が子どもであることとし、利用者が20人を超える場合は、そのうち10人以上が子どもであること。

(5) 食事の提供における子どもに係る負担額は、無料又は実費相当程度とし、子ども以外の利用者に係る負担額は、実費相当程度とすること。

(6) 子ども食堂を第6条第2項に規定する期間中、定期的に、かつ、平均月1回以上実施すること。ただし、公立小中学校の長期休業期間中のみ実施する場合にあつては当該期間中に8回以上、子どもの学習支援事業と連携して実施する場合にあつては当該年度の年度末までに4回以上実施すること。

(7) 子ども食堂の実施1回当たり、平均10食以上の食事の提供を行うこと。

(8) 子ども食堂の実施時においては、常駐の責任者を配置すること。

(9) 岐阜保健所の指導に基づき、飲食業の営業許可を受ける等所要の衛生管理を行うこと。

(10) 利用者及び当該事業に従事する者を被保険者とする傷害保険等に参加すること。

(11) 食事の提供のみならず、学習面での支援、レクリエーション活動の場の提供等子どもが安心かつ健全に過ごすことができる環境を確保するよう努めること。

(12) 子どもが幅広く子ども食堂を利用でき、かつ、高齢者、障がい者等を含む地

域住民がボランティア又は利用者として参加できるように広報等を行うこと。

(13) 子ども食堂の運営について、あらかじめ地域の代表者に説明し、当該者の理解及び協力を得るよう努めること。

(14) 子ども食堂の適正な運営を図るため、年に2回以上（公立小中学校の長期休業期間中のみ実施する場合は、年に1回以上）子どもの利用者の保護者及び地域の代表者から、その意見を聴く場を設けること。

(15) 翌年度以降においても子ども食堂の運営を継続する見込みがあること。

(16) 当該子ども食堂の開始及び運営に関し、他の補助金、助成金等を受けていないこと。

3 子ども宅食の補助事業に係る要件は、次に掲げる事項を全て満たすこととする。

(1) 子ども宅食の主な利用者は、生活に困窮する世帯、ひとり親家庭その他支援を必要とする世帯の子ども及びその保護者であること。

(2) 緊急時等における利用者の連絡先を本人の同意を得た上で確認すること。

(3) 子ども宅食を毎月1回以上実施すること。

(4) 子ども宅食の実施1回当たり、平均10世帯以上に食品等の宅配を行うこと。

(5) 食品等の宅配のみならず、利用する子ども及びその家族への聞き取り等により、当該子ども及びその家庭の状況を把握し、それらの者の同意を得た上でその内容を毎月市へ報告すること。

(6) 翌年度以降においても子ども宅食の運営を継続する見込みがあること。

(7) 当該子ども宅食の開始及び運営に関し、他の補助金、助成金等を受けていないこと。

4 前2項の規定にかかわらず、災害その他やむを得ない理由により前2項に規定する要件を満たすことができない場合は、別途協議の上、補助対象とすることができる。

(補助対象経費等)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助率は、別表のとおりとする。

(補助金の額等)

第6条 補助金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とし、これらを合算した額に1,000円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てた額とする。

(1) 別表に掲げる運営に係る経費に対する補助金の額 当該補助対象経費の支出額から子ども食堂等に係る収入を控除して得た額又は当該年度内において子ども食堂等を実施した回数に1万円を乗じて得た額のいずれか少ない額(その額が20万円を超える場合は、20万円)

(2) 別表に掲げる開始に係る経費及び事業内容の拡充に係る経費に対する補助金の額 当該補助対象経費の支出額又は30万円から前号の規定により算出した額を控除して得た額のいずれか少ない額

2 補助金は、市が補助金の交付の決定をした日の属する月の初日から当該年度の3月31日までに係る補助対象経費について交付するものとする。

3 補助金の交付は、一の団体当たり一の年度につき1回限りとし、通算して5回までとする。ただし、別表に掲げる開始に係る経費及び事業内容の拡充に係る経費については、それぞれ通算して1回に限る。

(補助金の交付の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする団体は、規則第4条第1項に規定する申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 事業実施計画書(様式第1号)

(2) 収支予算書(様式第2号)

(3) 団体調書(様式第3号)

(4) 誓約書(様式第4号)

(5) 同意書(様式第5号)

(6) 定款、会則その他の規程

(7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(申請の取下げ)

第8条 規則第8条第1項の規定により申請の取下げをすることができるのは、補助金の交付の決定の日から10日以内とする。

(実績報告)

第9条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、当該事業が完了した日以後30日を経過する日又は補助金の交付の決定があった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、規則第11条に規定する補助事業実施報告書に次の各号(子ども宅食の補助事業にあつては、第2号を除く。)に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 収支決算書（様式第6号）
- (2) 利用者数、配置スタッフ等報告書（様式第7号）
- (3) 補助対象経費の支払を証する書類
- (4) 写真その他補助事業の実施状況が分かる書類
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
（補助金の返還）

第10条 市長は、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させるときは、各務原市子ども食堂・子ども宅食支援事業補助金交付決定取消（返還）通知書（様式第8号）により補助事業者へ通知するものとする。

（関係書類の保存）

第11条 補助事業者は、補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類を整理し、かつ、当該書類を補助事業の完了した年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

（守秘義務）

第12条 補助事業者及びその構成員は、この事業の実施に当たり、個人情報の適正な取扱いに努めなければならない。

2 補助事業者及びその構成員は、この事業により知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年4月1日決裁）

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則（令和2年7月1日決裁）

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則（令和3年3月31日決裁）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和5年11月27日決裁）

1 この要綱は、決裁の日から施行する。

2 改正後の各務原市子ども食堂・子ども宅食支援事業補助金交付要綱の規定は、令和5年度以後の予算に係る各務原市子ども食堂・子ども宅食支援事業補助金について適用する。

別表（第5条関係）

補助対象経費	内容	補助率
運営に係る経費	報償費（交通費を含む。）、消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費、賄材料費、役務費、保険料、委託料、使用料及び賃借料	10分の10
開始に係る経費	報償費（交通費を含む。）、消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費、賄材料費、役務費、保険料、委託料、使用料、賃借料及び備品購入費	
事業内容の拡充に係る経費		

様式第1号（第7条関係）

事業実施計画書

事業の名称			
運営主体			
事業の実施場所			
事業着手予定日	年	月	日
事業計画	年 月	内 容	
1月当たりの平均利用者数	子ども	人、大人	人/合計 人
子ども食堂の運営について、説明した地域の代表者			

以上

※書ききれないときは、別紙に記入すること。

様式第2号（第7条関係）

収支予算書

運営に係る経費

（1）歳出額

区分	支出予定額（円）	算出内訳
報償費		
消耗品費		
燃料費		
印刷製本費		
光熱水費		
賄材料費		
役務費		
保険料		
委託料		
使用料及び賃借料		
合計		

（2）歳入額

区分	収入予定額（円）	算出内訳
子ども食堂・子ども宅食の 利用料収入		
寄附金		
各務原市子ども食堂・子ども 宅食支援事業補助金		
合計		

開始及び事業内容の拡充に係る経費

(1) 歳出額

区分	支出予定額 (円)	算出内訳
合計		

※当該年度の予定額(子ども食堂・子ども宅食の実施に直接関係する費用に限る。)を記入すること。

※「算出内訳」欄は、詳細に記入すること。

※書ききれないときは、別紙に記入すること。

様式第3号（第7条関係）

団体調書

団体の名称	(フリガナ)		
団体の所在地			
代表者	氏名		
	電話		
	住所	〒	—
団体設立年月	年	月	構成員 人
設立目的			
主な活動履歴			
団体名簿	氏名	住所	
担当者	氏名		
	電話		
	Eメール		
	ホームページ		

※添付資料 定款、会則その他の規程

誓約書

年 月 日

（宛先）各務原市長

（申請者）所在地

団体名

代表者名

私及び補助事業の従業者は、下記の事項を厳守することをここに誓約します。

記

- 1 補助事業を行う上で知り得た個人情報（以下「補助事業の個人情報」という。）を補助事業の目的以外に使用しないこと。
- 2 鍵付きのキャビネットで保管する等、補助事業の個人情報を適切に管理すること。
- 3 補助事業の個人情報を第三者に漏らさないこと。補助事業が終了した後も同様とする。
- 4 補助事業が終了したときは、補助事業の個人情報を速やかに復元不可能な方法で削除し、又は廃棄すること。
- 5 子ども食堂・子ども宅食は、支援が必要な利用者が健全に過ごすことができる環境の確保又は交流拠点の整備を目的として運営し、政治活動又は宗教活動を行わないこと。

様式第5号（第7条関係）

同意書

年 月 日

（宛先）各務原市長

（申請者）所在地

団体名

代表者名

各務原市子ども食堂・子ども宅食支援事業補助金の交付の決定に際し、市が市税の納付状況について、確認することに同意します。

様式第6号（第9条関係）

収支決算書

運営に係る経費

（1）歳出額

区分	支出額（円）	算出内訳
報償費		
消耗品費		
燃料費		
印刷製本費		
光熱水費		
賄材料費		
役務費		
保険料		
委託料		
使用料及び賃借料		
合計		

（2）歳入額

区分	収入額（円）	算出内訳
子ども食堂・子ども宅食の 利用料収入		
寄附金		
各務原市子ども食堂・子ども 宅食支援事業補助金		
合計		

開始及び事業内容の拡充に係る経費

(1) 歳出額

区分	支出額（円）	算出内訳
合計		

※当該年度の確定額(子ども食堂・子ども宅食の実施に直接関係する費用に限る。)を記入すること。

※「算出内訳」欄は、詳細に記入すること。

※書ききれないときは、別紙に記入すること。

様式第7号（第9条関係）

利用者数、配置スタッフ等報告書

（1）利用者数、配置スタッフ数等について

実施年月日	大人の利用者数		子どもの利用者数		1回当たりの実施時間	配置スタッフ数		
	計	うち高齢者・障がい者	計	うち支援を必要とする子ども		計	責任者	ボランティア
月 日					～			
月 日					～			
月 日					～			
月 日					～			
月 日					～			
月 日					～			
月 日					～			
月 日					～			
月 日					～			
月 日					～			
月 日					～			
月 日					～			
月 日					～			
月 日					～			
月 日					～			
月 日					～			
合計								

（2）利用者等の安全確保等について

保健所による飲食業の営業許可等	<input type="checkbox"/> 1. 営業許可済 <input type="checkbox"/> 2. 営業許可申請中・申請予定 <input type="checkbox"/> 3. 保健所の指導の結果許可手続不要
傷害保険（ボランティア保険）の加入者数（必須）	配置スタッフ： 人 利用者：大人 人、子ども 人

※加入した保険の資料等を添付すること。

※書ききれないときは、別紙に記入すること。

各務原市指令第 号
年 月 日

様

各務原市長

各務原市子ども食堂・子ども宅食支援事業
補助金交付決定取消（返還）通知書

次のとおり、 年 月 日付け各務原市指令第 号による各務原市子ども食堂・子ども宅食支援事業補助金の交付の決定の全部（一部）を取り消したので、各務原市子ども食堂・子ども宅食支援事業補助金交付要綱第10条の規定により通知します。

取消し・返還の理由		
補助金	交付決定額	円
	取消し・返還決定後の額	円 …(A)
	既交付額	円 …(B)
	返還額	円 …(B - A)
	返還期限	年 月 日